

。 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和四年八月三十日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七 一）の一部を次のように改正する。

別表第二の二十中「分べんの日後八週間目に当たる日」を「分べんの日以後一年を経過する日」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。